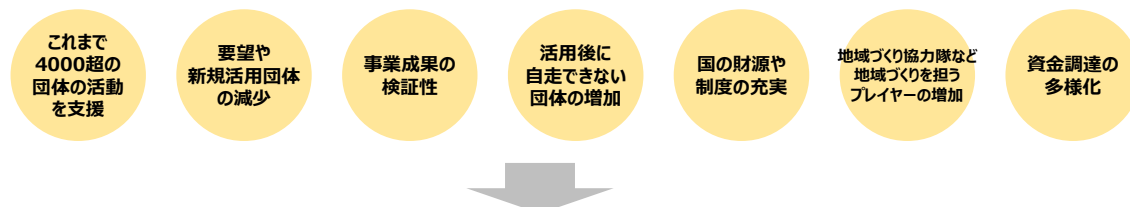


R7年度実施事業～ 地域発 元気づくり支援金の見直しについて（経過）①

なぜ見直すのか

- ・元気づくり支援金は平成19年に創設、17年が経過。
- ・成果がある一方で、課題が出てきているとともに地域づくりを取り巻く状況が変化してきている。



県と市町村との協議の場（R6.5.21）確認事項

これまでの成果と現状・課題、及び制度創設以降の状況変化等を踏まえ、今後の支援金制度のあり方について、県・市町村共同によるワーキンググループを設置し、下記の観点から検討する。

観点① 地域づくりに係る県と市町村の役割分担

県と市町村はそれぞれどのような取組を支援するのか

観点② 今後の地域づくり活動への支援のあり方

持続可能な地域づくりに向けどのような事業を支援していくべきか

1

1

R7年度実施事業～ 地域発 元気づくり支援金の見直しについて（経過）②

検討の経過

- ・県と市町村（26市町村が参加）で設置したワーキンググループで検討（R6.7月～10月に3回開催）
- ・検討結果（見直し案）を「県と市町村との協議の場」（R6.11.11）で報告
➡ 見直しを令和7年度から行うことで合意

見直しの内容

元気づくり支援金による支援対象を以下の2つのタイプの事業に重点化

新基準A 広域的な連携事業

新基準B 人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業

R7年度実施事業から変わったこと

採択の審査をする際の選定基準が追加

- ➡ これまでの選定基準に加えて
新基準Aか新基準Bのどちらかを
満たす必要あり

R6年度以前実施事業から変わっていないこと

目的、対象分野、認定基準以外の要件等はそのまま

- ※「住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業」を支援
- ※ 幅広い分野の事業を支援（福祉、教育、文化、環境、観光、農業・・・）

2

2

新基準A「広域的な連携事業」とは

基準として求める要件

事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携していること（主体としての広域性）

○	×
A市の団体とB町の団体が連携して実施する	A市内の複数の団体が連携して実施
A市とC村が連携して実施	A市の団体が、A市以外からも参加者を募集して実施
広域連合、一部事務組合として実施	A市の団体が、開催地域をA市・B市・C市として実施
DMO（地域DMOを除く）として実施	〇〇市（町・村）観光協会が単独実施する観光振興事業

要件の趣旨

- ・ 広域自治体である県として、広域性のある事業を支援
- ・ 人口減少下でも持続可能な取組につながる、事業主体の広域化を促進

採択の対象となる事業

新基準A+現行の選定基準を満たす場合は、
これまでの元気づくり支援金と同様の事業（次項参照）が採択対象

申請方法

申請は代表となる主体が行っても、連携する団体が
形成した共同体として行ってもいずれでも可

3

3

（参考）元気づくり支援金の事業例

事業区分	事業例	事業区分	事業例
地域協働の推進	・地域づくり市民フォーラムの開催	産業振興、雇用拡大 (観 光) (農 業) (林 業) (商 業) (その他)	・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を活用した木炭の生産支援、 森林体験学習事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した 定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、 技術者養成講座の開催 ・障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・ 定住支援事業
保健、医療、 福祉の充実	・活動量計等を活用した健康づくり促進のための 環境整備 ・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・子育て支援を行うためのネットワークづくり	市町村合併に伴う 地域の連携の推進	・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
教育、文化の振興	・伝統文化の保存・伝承事業 ・外国籍市民との交流事業 ・食育シンポジウムの開催 ・文化・スポーツ振興のための交流イベントの 開催や環境整備	その他	・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・結婚活動を支援するための出会いの機会の提供
安全・安心な地域づくり	・防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・住民支え合い災害マップの作成 ・救命救急講習会の開催 ・自主防災組織の活性化支援		
環境保全、景観形成	・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業 ・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ホタルの飛び交う自然環境の再生事業 ・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・その他美しい景観の形成に資する事業		

※ 令和7年度以降も事業区分（対象となる分野）に変更はありません。

4

4

新基準B「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」とは

基準として求める要件

要件1

地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定していること

現状の課題
事業実施による
成果の検証困難

- 事業計画に地域への効果として達成したかどうか明確に判断することができる成果目標の記載を必須とする
 - ➡ 事業の成果が検証しにくい目標は不可（事業の参加者〇人、事業参加者の意識変容割合〇％ 等）
 - ➡ 可視化できる目標を設定（〇〇を行う拠点の整備、仕組みづくり、組織の立ち上げ、人材育成 等）
- 目標は単年度中に達成できるものだけでなく、補助を受ける年度を超える目標も設定可能
 - ➡ 年度を超える目標を設定した場合は、実績報告時に進捗状況を報告
 - ➡ 最終的な目標の達成状況は、フォローアップ調査で確認

要件2

補助金活用後の自走のビジョンが明確であること（自走性）

現状の課題
自走が困難な
団体の割合増加

- 事業計画に資金計画の記載を必須とする（事業に関する収入の見込みを記載）
 - ➡ 元気づくり支援金申請時から、将来的な自走を意識し、持続的な活動の検討を求める

要件の趣旨

明確な成果と自走性があり、他の地域への波及効果が期待できるモデル性の高い事業を支援

5

5

新基準の要素を持つ事業例について

※ 事業例は別途提示予定

広域的な連携の要素を持った事業

年度・地域	事業名	要素
R2・南信州	農業担い手移住就農促進事業	圏域内の市町村が連携して事業を実施
R3・上田	山城の魅力発信と保全・活用による地域振興事業	複数市町村が連携、複数市町村の団体で協議会を設立

成果目標となりうる要素を持った事業

年度・地域	事業名	要素
R3・諏訪	玉川山田どじょうプロジェクト	古民家を改修し、地域を学び、交流の拠点となる施設を整備
R2・佐久	常和を元気にする復興まちづくり事業	自主避難基準の作成、防災リーダーの育成

自立性（自走性）の要素を持った事業

年度・地域	事業名	要素
R4・上田	蚕都上田・リベラルアーツ音楽祭	事業収入を増やしていくとともに、地元企業の協賛も検討
H26・北アルプス	地域の特性を活かした自転車イベント立ち上げ事業	参加者や協賛企業からの大会収入により自走した事業実施

6

6

新基準で対象外となる事業例

今回の見直し後に 対象外となる事業	具体的な事業例
① 広域性がなく、効果が単一の 市町村域内にとどまる事業	- 一部区域の住民が協働で行う道路の補修事業や地元の公園、公民館、花壇等の整備事業 - 地縁団体や住民自治協議会等が自地域の振興のために実施する事業 〇〇市（町・村）観光協会が単独で実施する観光振興事業
② 成果目標が可視化できず、 事後に成果の検証ができない事業	- 単に意識啓発・普及啓発にとどまる事業 - 単発のイベント事業 ※ 成果目標は、イベント参加者数など、事業自体の実施目標ではなく、 <u>事業実施後に、地域の住民生活にどのような目に見える変化を もたらすか</u>により設定。
③ 将来にわたり補助金の受給を 前提とした自走性の低い事業	同一団体が事業内容を変えながら毎年継続的に申請を行っている、観光イベントや地域イベント事業

※ ②と③に該当する事業であっても、広域的な連携事業に該当する場合は対象になりうる

7

7

（R7年度実施事業～）制度の見直しに合わせて行う対応について

経過措置期間の設定（2年間）

新基準に対応するための事業構築や、
市町村の独自補助事業に係る対応準備には
一定の時間が必要



**R7～8年度は、新基準に該当しない場合も、
従来（R6まで）の選定基準に該当する事業
を予算の範囲内で引き続き採択**

- ※ 採択は新基準に該当する事業を優先
- ※ 直近（R6年度）の新規採択事業が現行基準で
3年目まで実施可能となるよう2年間の措置期間を設置

総合支援窓口の設置

元気づくり支援金の支援対象を重点化するため
申請者にとって事業構築のハードルが上がる

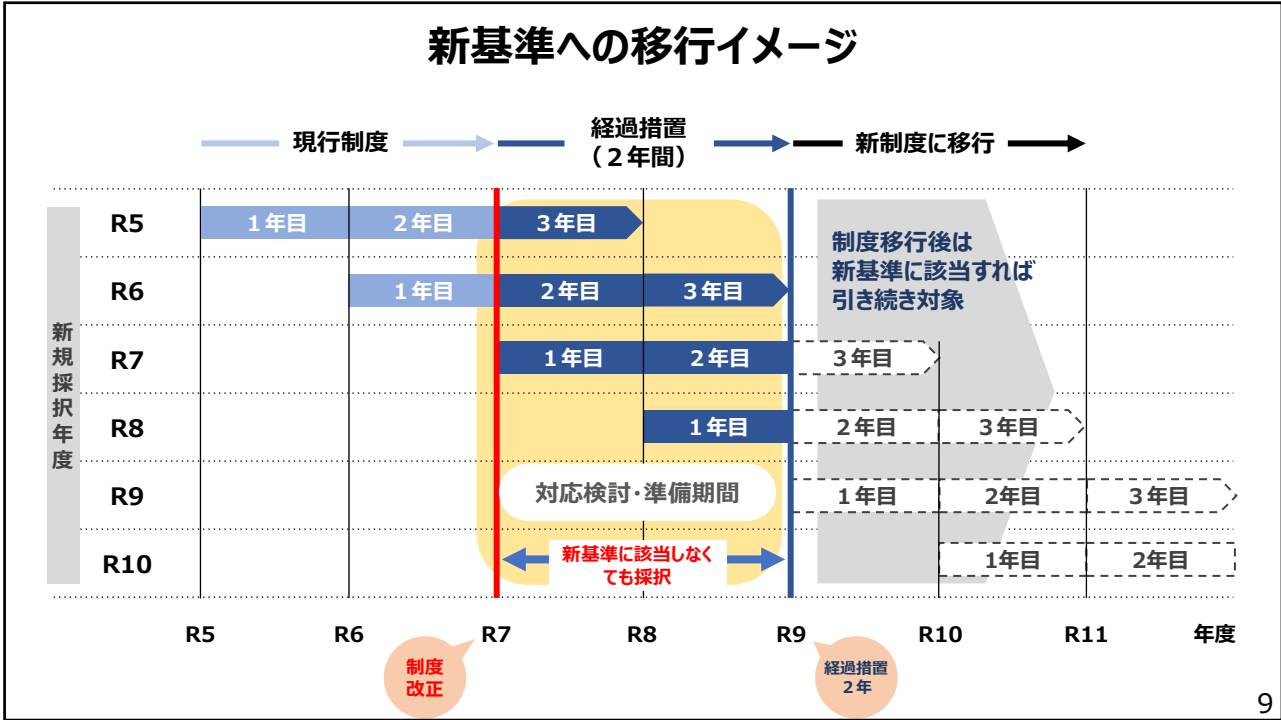


**各地域振興局に総合支援窓口が設置され、
地域づくり団体等の取組のレベルアップや
活動基盤の強化に向けた相談・助言など
きめ細かな支援を実施**

- （主な支援内容）
- 支援金の活用に関する助言（新基準該当への助言）
 - 広域的な連携事業に向けたマッチング支援
 - 地域づくり活動に関する各種相談、助言 など

8

8



9

地域づくり活動への支援機能の充実・強化について

- 対象事業の重点化を行った場合、新基準に該当する事業の構築は公共的団体にとって一定のハードルとなることが予想される。
- 県として、地域づくり団体の取組のレベルアップや活動基盤の強化に向けた相談・助言など、きめ細かな支援を併せて行っていくことが必要。

【対応策】10地域振興局に地域づくり活動に係る総合支援窓口を設置

業務内容	地域づくり活動に関する各種相談対応や取組への助言、地域内外のプレイヤーとの繋ぎなどの伴走支援
ポイント	☑地域振興局が持つネットワークやデータを最大限活用 市町村、地域おこし協力隊、地域づくり団体、他の地域振興局など、地域振興局がこれまで構築してきた様々なネットワークやデータを最大限活用して対応 ⇒ 事業内容の相談、関連する活動をする者・団体とのつなぎ、過去事例・他制度・財源の紹介等 ☑専門的知識を必要とする内容にも対応 地域振興局と本庁が連携し、取組の展開に関する助言や資金調達のノウハウなど、専門的知識を必要とする内容にも対応できる体制を整備

10

10

重点テーマの取扱いについて

令和 6 年度以前の取扱い

これまで重点テーマ（県全域テーマ・地域テーマ）に該当する事業は、補助率をかさ上げ

R6県全域テーマ

①女性・若者に選ばれる県づくり

②2050ゼロカーボンに向けた取組の推進

※ 地域テーマは各地域振興局で設定

令和 7 年度以降の取扱い

これまでの重点テーマに代えて、信州未来共創戦略※に基づく、
県として特に重点的に推進したい取組を「重点支援対象事業」として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げ
※補助率のかさ上げ対象は、新基準に該当し、かつ重点支援対象事業に該当する事業に限る。

（参考）現行制度の補助率

事業	対 象 者	通常	重点テーマ
ソフト	市町村等、公共的団体等	3/4以内	4/5以内
ハード	市町村等（下記市町村除く。）	1/2以内	2/3以内
	財政力指数が県平均以下市町村	2/3以内	3/4以内
	公共的団体等		

重点支援対象事業に該当する事業
※ 具体的な内容については、以下の県HPに掲載
<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>